

報告第 40 号

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その
他工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 80 億 5,200 万円
第 1 回変更後金額	金 80 億 7,369 万 2,000 円
第 2 回変更後金額	金 80 億 9,305 万 2,000 円
今回変更後金額	金 81 億 967 万 3,000 円

2 工 期

当 初 工 期	令和 6 年 4 月 30 日
今回変更後工期	令和 6 年 6 月 28 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 18 日

(説明)

令和 3 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第一小学校
及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（I 期）請負契約について、
建設発生土搬出先の受入停止に伴い、次工程に移行出来なかったことなどのため、
一部変更した。

報告第 41 号

大田区民プラザ特定天井改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 14 億 4,650 万円

今回変更後金額 金 14 億 5,308 万 9,000 円

2 工期

当初工期 令和 6 年 3 月 15 日

今回変更後工期 令和 6 年 4 月 30 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

(説明)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ特定天井改修その他工事請負契約について、アスベスト含有建材を処理する必要が生じたため、一部変更した。

報告第 42 号

仮称大田区西蒲田三丁目複合施設新築その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 6 億 9,520 万円

今回変更後金額 金 7 億 78 万 8,000 円

2 専決処分日

令和 5 年 10 月 18 日

(説明)

令和 4 年第 3 回区議会定例会において議決された、仮称大田区西蒲田三丁目複合施設新築その他工事請負契約について、隣地建物への影響を考慮し、山留の一部を残置したことなどのため、一部変更した。

報告第 43 号

大田区立高畑小学校校舎増築その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 6 億 4, 680 万円

今回変更後金額 金 6 億 7, 340 万 9, 000 円

2 専決処分日

令和 5 年 10 月 13 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立高畑小学校校舎増築その他工事請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 44 号

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 12 億 5,275 万円

今回変更後金額 金 12 億 5,578 万 6,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 6 年 4 月 30 日

今回変更後工期 令和 6 年 6 月 28 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 18 日

(説明)

令和 3 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 45 号

大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 4 億 8,840 万円

今回変更後金額 金 4 億 9,232 万 7,000 円

2 工期

当初工期 令和 6 年 3 月 15 日

今回変更後工期 令和 6 年 4 月 30 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

(説明)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 46 号

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 3 億 7,743 万円

今回変更後金額 金 3 億 7,785 万円

2 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

（説明）

令和 4 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 47 号

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 17 億 9,850 万円

今回変更後金額 金 18 億 392 万 3,000 円

2 工期

当初工期 令和 6 年 4 月 30 日

今回変更後工期 令和 6 年 6 月 28 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 18 日

(説明)

令和 3 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 48 号

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 700 万円

今回変更後金額 金 4 億 2,387 万 4,000 円

2 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

（説明）

令和 4 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 49 号

大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 7 億 7,000 万円

今回変更後金額 金 7 億 7,409 万 2,000 円

2 工期

当初工期 令和 6 年 3 月 15 日

今回変更後工期 令和 6 年 4 月 30 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

(説明)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 50 号

大田区民プラザ舞台照明設備改修工事請負契約の専決処分の報告について
大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 8,831 万円

今回変更後金額 金 2 億 9,106 万円

2 工 期

当 初 工 期 令和 6 年 3 月 15 日

今回変更後工期 令和 6 年 4 月 30 日

3 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

(説明)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ舞台照明設
備改修工事請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 51 号

大田区民プラザ舞台機構改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 工 期

当 初 工 期 令和 6 年 3 月 15 日

今回変更後工期 令和 6 年 4 月 30 日

2 専決処分日

令和 5 年 10 月 19 日

(説明)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ舞台機構改修工事請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。